

裁判交流集会 2013 年 4 月 21-22 日

「無実のゴビンダさんを支える会」からの報告

以下は、2013年4月21、22日の2日間、熱海で開催された「裁判勝利をめざす全国合宿」で客野美喜子事務局長が行った特別報告です。

私たち「無実のゴビンダさんを支える会」は、ゴビンダさんの無罪帰国という最終目標を達成したため、先月24日の解散総会をもって、結成から12年に及ぶ活動に終止符を打つことができました。これまでゴビンダさんに心を寄せてくださった全てのみなさまに感謝しています。とくに日本国民救援会のご指導とご協力に、厚く御礼申し上げます。

ネパール人であるゴビンダさんが、この日本において、戦後の重大事件で「8番目」の再審無罪を達成したのは、まさに「歴史的な快挙」と言ってよいでしょう。

この事件は、発生直後から「東電OL殺人事件」として世間の関心を集めた上、その裁判の経緯が、一審無罪、再勾留、逆転有罪、上告棄却を経て、15年後に再審無罪にいたるといふ、二転三転の経緯を辿ったことから、日本の司法の在り方が深刻に問われる事例ともなりました。まず事件と裁判の経緯から簡単にご報告します。

1997年3月、日本に出稼ぎに来ていたネパール人、ゴビンダ・プラサド・マイナリさんは、東京都内のアパートの空き部屋で、東京電力に勤める女性を殺害し所持金を奪ったとして逮捕され、全面否認のまま起訴されました。

ゴビンダさんと犯行を直接に結びつける証拠は何ひとつなく、一審東京地裁は、「被告人を犯人とするには合理的な疑いが残る」として、彼を無罪にしました。ところが、検察の執拗な求めに応じて、前代未聞の「無罪勾留」を認めたのと同じ東京高裁の裁判長が、わずか4ヶ月で、2年半もかけた一審無罪を、あっけなく覆してしまったのです。

このような司法の不正義に怒りを覚えた私たちは、2001年3月、「無実のゴビンダさんを支える会」を結成。翌年から、日本国民救援会の正式支援を受けて、本人面会、家族の招日、ニュースレター発行、学習会の開催、現地調査、裁判所への要請、署名活動、街頭宣伝など、多岐にわたる支援活動を行ってきました。

2003年10月、ゴビンダさんは上告棄却により無期懲役刑が確定し、横浜刑務所に下獄しました。しかし「もう一度、私の無実をわかってもらえる裁判官に会いたい」との悲願から、2005年3月、東京高裁に再審を請求しました。当初、検察も裁判所も弁護団の求める証拠開示や再鑑定に消極的でした。ところが2009年6月、足利事件で、菅家さんが新たなDNA鑑定の結果、無実が明らかとなり釈放されます。これを契機として、ゴビンダさんの再審請求審でも、しだいに裁判所が積極的な姿勢を示すようになり、ついに2011年3月から弁護団請求証拠42点についての新たなDNA鑑定が始まりました。その結果は衝撃的なものでした。被害者の膣内精液がゴビンダさんとは別人の、未知の「第三者」のもので、そのDNA型が現場に残された陰毛と一致したのです。これにより「被害者がゴビンダさん以外の男性と現場を使用することはおよそ考えがたい」と認定した確定判決の根幹が崩壊しました。焦った検察は、突然、追加鑑定を行うと言いだし、今まで隠していた手持ち証拠42点を開示しました。なんと、その中には「被害者の遺体

から検出した唾液の血液型がO型である」、つまりB型のゴビンダさんとは別人のものであることを示す、1997年4月3日付の科捜研鑑定書が含まれていました。つまり初動捜査の段階から、別人の犯行を示す証拠があったのに、これを隠したままゴビンダさんを強盗殺人罪で起訴し、一審無罪に対して控訴までしていたわけです。

2012年6月7日、これらのDNA鑑定結果を新規明白な証拠として、東京高裁は再審開始と刑の執行停止を決定。ゴビンダさんは釈放され、お母さんがお元気なうちに、ネパールに帰国することができました。

その後、検察は、7月31日に異議申立が棄却されてからもまだ、逆転を狙って独自鑑定を執拗に繰り返していましたが、その思惑はことごとくはずれ、ついに被害者の爪からも「第三者」のDNA型が検出されるに及び、有罪主張を断念するにいたりしました。

10月29日の初公判は、検察側・弁護側の双方が「控訴棄却」を求めて結審。11月7日の判決公判で、「控訴棄却」、すなわち無罪の判決が言い渡されました。

この判決をカトマンズの自宅で知ったゴビンダさんは、私たち支援者を通じて、次のようなコメントを発表しました。「どうして私が15年間も苦しまなければならなかったのか。日本の警察、検察、裁判所は、よく考えて、悪いところをなおしてください」

このゴビンダさんの悲痛な問いかけに、司法は応えようとしているのでしょうか？

答えは「NO!」です。再審判決は、誤判原因にいつさい言及することなく、「これらの新証拠に照らしてみれば、被告人を無罪とした一審に事実誤認はない。よって検察控訴を棄却する」と結論づけています。しかし、一審は、新証拠がなくても、無罪という結論を導きだしていた。なのに、なぜ正しかった一審判決が二審で覆されてしまったのか？その答えはありません。

警察や検察は、「結果的にゴビンダさんに申し訳ないことをした」というコメントを出したものの、あくまで「捜査や公判のあり方には問題がなかった」として、検証の必要性さえ認めようとしていません。

かつて1980年代に、免田、財田川、松山、島田の4事件で死刑囚が再審無罪になりました。しかし司法は変わろうとしなかった。それどころか逆に再審の門を堅く閉ざしてしまったのです。それから20年以上、「再審の冬の時代」を経て、今、2010年足利事件、2011年布川事件、2012年東電OL事件と、無期懲役3事件が、3年連続で再審無罪になりました。「無実の者を犯人にしていた!」という民主主義の法治国家において、およそあってはならないことが、21世紀になっても繰り返されていたわけです。今度こそ、司法当局は、率先して、冤罪の原因を究明し、積極的に再発防止策をこうずるべきなのではないでしょうか？しかし、そのような気配はありません。今回もやはり司法は変わろうとしていない。これでは、ゴビンダさんの15年間の苦しみは無駄になってしまふ。司法に自浄能力がないのなら、私たち市民が変えるしかない!そのような思いから、「支える会」解散後、私たちは有志で、「なくせ冤罪!市民評議会」という、冤罪の原因究明と再発防止のための司法改革を目指す、新しい市民運動を立ち上げようとしています。「無実の者が刑務所に入れられるのは、私で最後にして下さい」というゴビンダさんの願いを、多くの市民に広く訴えて、世論を高めていきたいと思っています。

ゴビンダさんは、今、ネパールで家族と平和な日々を送っています。しかし、まだ多くの方々が冤罪で苦しんでいることを思うとき、その心は決して穏やかではありません。3月6日、福井の開始決定取り消しと大崎の請求棄却を知ったとき、非常に怒っていました。

そして、「真の悪人は、冤罪を作り出す警察と検察、それに加担する裁判所です。しかし偽りは長くは続きません。最後には、必ず真実が明らかになります」そのようにみなさんに伝えてほしいと言っていました。　ゴビンダさんの言葉どおり、みなさま方の真実を求める闘いが完全勝利する日が、必ずや訪れることを信じて、「無実のゴビンダさんを支える会」からの報告とさせていただきます。